

第6節 環境に配慮した事業活動等の促進

1 鹿児島県環境保全施設資金利子補助制度

事業者が、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する施設を制度資金の融資を受けて整備する場合に、予算の範囲内において金利負担の軽減を図るための制度です。

① 補助対象者

環境保全施設の整備に当たり国が制度上環境保全に係る資金として認めた日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫）、環境再生保全機構（旧環境事業団）及び日本政策投資銀行の融資に係る資金その他の資金（制度資金）の融資を受けた事業者で、当該制度資金について金融機関と締結した貸借契約による約定返済元金を返済し、かつ、1月1日から12月31日までの期間中に当該期間相当の約定利子を支払っているもの。

② 補助対象経費

制度資金のうち、知事が別に定める経費に該当する分に係る利子の一部

③ 補助金額

毎年1月1日から12月31日までの期間に支払った利子について、事業者の負担額が年3.5パーセントになるまで。（資料編15－(1)）

2 鹿児島県中小企業融資制度（地球温暖化対策資金）

中小企業者等が、環境配慮型の経営を行おうとするとき又は環境配慮型の事業を創出しようとするときに必要な資金の融資を受けることができる制度です。

① 融資対象者

県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、環境に配慮した経営を行おうとするもの及び環境に配慮した事業を創出しようとするもの

② 融資対象経費

ア IS014001、エコアクション21等の認証取得に要する資金又は認証維持のために必要な資金

イ 事業の用に供する低公害車の購入又は最新排出ガス規制適合車への買替えであって、次に掲げるものに要する資金（新車購入に限る。）

(ア) 低公害車の新たな購入

(イ) 使用中のディーゼル車（貨物自動車、バス等）の最新排出ガス規制適合車（貨物自動車、バス等）への買替え

ウ 地球環境保全に資する施設等であって、次に掲げるものの設置に要する資金

(ア) 特定フロン等の回収装置

(イ) エネルギーの有効利用施設又は廃棄物の資源化・再生利用施設

エ 環境負荷を低減させる製品の開発、製造、販売等に要する資金

オ その他、地球温暖化対策に資する施設設備の導入又は事業運営に要する資金

③ 主な融資条件

- ・資金使途 運転資金・設備資金
- ・融資限度額 5,000万円
- ・融資期間 運転資金 7年以内（うち据置24月以内）
設備資金 10年以内（うち据置36月以内）
- ・融資利率 年1.90%～2.70%
- ・保証料率 年0.13%～1.58%

3 企業における環境マネジメントシステムの推進

環境マネジメントシステムとは、環境に配慮した事業経営を自主的に進めていくため、①当該事業所の活動や提供する製品・サービスが環境へどのような影響を与え、又は与える可能性があるかを把握し、環境保全に関する方針、目標を設定し②環境方針や目標達成に必要な組織を整備し、環境保全の取組を推進するとともに③環境目標の達成状況を点検し④その結果に基づき必要な見直しを行い、継続的な環境改善を図っていく一連の体制・手続です。

このシステムに係る規格は、環境マネジメントシステム（ISO14001）として国際標準化機構（ISO）が定めています。

この規格の認証を受けることは、環境保全に向けた体制が整備されるとともに、「環境にやさしい事業所」として国内外にアピールする有効な手段となりますが、そのためには（財）日本適合性認定協会（JAB）が認定した認証（審査登録）機関に申請して、審査を受ける必要があります。なお、県内では平成24年3月末現在で、355事業所が認証を受けています。

県では、（財）かごしま産業支援センターにおいて、環境に配慮した企業活動が推進されるよう県内中小企業者を対象としたISO制度普及のための講座を開催しています。

今後とも関係団体と連帯を図りながらISO制度の普及・啓発に努めていきます。

（資料編2-(2)）

第7節 市町村における特色ある取組（奄美市）

奄美市における世界自然遺産登録に向けた取組について

1 取組の背景

平成15年5月、環境省と林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定されました。

このことから、奄美市においては、世界自然遺産候補地としての価値の維持、気運の醸成を図るため、国・県・他の町村と連携しながら希少野生動植物の保護対策、山羊の放し飼い防止対策、飼い猫の適正な飼養及び管理対策、ごみ対策等に取り組んでいます。

2 奄美市における条例制定と関連施策の取組

(1) 奄美市希少野生動植物の保護に関する条例

この条例は、奄美市に生息する野生動植物が、世界的に見ても貴重な財産であるとともに、生態系の重要な構成要素であることから、市内に生息し、又は生育する希少な野生動植物の保護を図り、後世に継承していくことを目的として、平成18年3月20日に制定しています。

希少野生動植物盗採防止パトロール員が市内の山林と海岸等を巡回し、各行政機関と連携しながら、希少動植物の乱獲や盗採防止に努めています。

また、うちわ・下敷きを作成して普及啓発を図っています。

うちわについては、森（金作原）や海（大浜）の美しい風景写真を用いるとともに、「世界自然遺産登録を目指して」・「犬・猫の適正飼養に努めましょう」・「動物・植物を大切にしましょう」・「ゴミのポイ捨てはやめましょう」という文言を記載してあります。

下敷きについては、奄美に生息・生育している希少な動植物の特徴等を解説し、小中学校児童等が認識・理解を深め保護することが大切である旨を示しています。

うちわ写真



下敷き写真



(2) 奄美市山羊の放し飼い防止等に関する条例

この条例は、家畜である山羊の適正な飼養及びノヤギの影響防止等について必要な事項を定めることにより、山羊の放し飼いを防止するとともに、環境衛生の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的として、平成19年12月20日に制定しています。

なお、この条例は、奄美大島5市町村が合同で検討を行い、同時期に制定したものです。

平成22年度からは、ヤギ被害防除対策事業を実施し、同年度に25頭、平成23年度に40頭を駆除しています。

なお、奄美大島5市町村においては、構造改革特区制度の活用により、平成22年度にノヤギが「狩猟鳥獣」に追加されました。

(3) 奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例

この条例は、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する事項を定めることにより、市民の動物愛護の意識を高めるとともに飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミクロウサギその他の野生生物への被害を防止し、もって地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的として、平成23年7月20日に制定しています。

なお、この条例も、奄美大島5市町村が合同で検討を行い、同時期に制定したものです。

平成23年10月1日の施行後、名瀬地区においては50数か所で、住用地区及び笠利地区においては各集落を巡回して、飼い猫の登録事務を行いました。

その結果、平成23年度末時点での飼い猫の登録数は、1,531匹となっています。

登録の際には、パンフレットを飼い主へ配布し、飼い猫の適正飼養を呼びかけており、今後も、人間と飼い猫と野生動物が共生できる社会を目指していきたいと考えています。

(4) 奄美市ポイ捨て等防止条例

この条例は、たばこや空き缶等のポイ捨て及び犬のふん害を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的として、平成23年12月26日に制定しています。

このことにより、環境美化に対する意識啓発を行うことができたと考えています。

平成10年度から不法投棄監視及び環境パトロールを行い、不法投棄の発生抑制に努めています。また、監視パトロール員と連携し、回収作業班が投棄ごみの回収を行うことにより、新たな投棄の誘発防止を図り、公衆衛生の維持に努めています。

毎月、第三日曜日は、自治会・町内会単位で市民清掃を呼びかけ、多くの市民が参加し、清潔で美しいまちづくりを行っております。

3 まとめ

今後も、国・県・市町村が連携しながら、住民とともに世界自然遺産登録へ向け、諸課題に取り組むとともに、先人が残した貴重な宝としての自然（豊かな山や海）を保護しながら未来の子供たちへ残し、あわせて、持続的な観光振興にもつなげていきたいと考えています。